

# かみいち福祉の里

2016年  
5月6日

**ニュース**

NO.151

**認定NPO 特定非営利活動法人 かみいち福祉の里**

〒930-0312 富山県中新川郡上市町東江上 288 番地

電話 076-473-3313 fax.076-473-2941

e-mail [fukushinosato@kami1294.com](mailto:fukushinosato@kami1294.com)

<http://www.kami1294.com>

## 平成 28 年度 通常総会近づく

【日時】 平成 28 年 5 月 15 日 日曜日 午後 3 時-5 時ころ。

【場所】 浄泉寺さん。

【議題】 平成 27 年度 事業報告書 財務報告書 平成 28 年度 事業計画書 活動予算書

### NPO 法人 決算監査 5 月 10 日に実施します。

第 11 期決算(平成 28 年 3 月 31 日)の監査が おこなわれます。

桑名甚吾監事、西田輝雄監事が担当されます。上市町東江上 288 番地の本社事務所で実施。

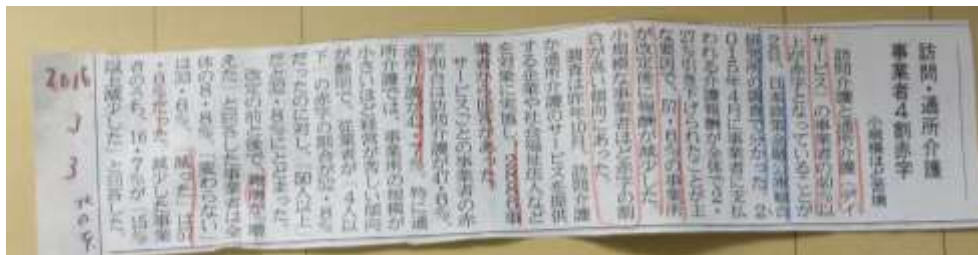
経常収益合計 158,798 千円

経常支出合計 161,121 千円 (うち 減価償却費 9,644 千円)

当期正味財産減少▲ 2,323 千円 次期繰越正味財産額 36,145 千円

平成 27 年 4 月 1 日より 介護保険法改定により、介護報酬が 大幅に引き下げ(※)となり当 NPO 法人の手取り収入が 約 650 万円純減になったことが 赤字の主因となりました。

(※)デイサービス ▲9.8% グループホーム ▲5.7% ショートステイ ▲ 4.5%



**かみいち総合病院・家庭医療センターさんからの**

**訪問診療体制・ご支援の おかげで**

### グループホームでの 終末看取りが出来ました。

◎当グループホームへ **入居されてから 9 年 8 ヶ月経たれた 91 歳の男性。**

県立富山中央病院へ一時入院されたあと 3 月 30 日に退院し ホームに。医師、ご家族を交えた打ち合わせのあと 終末期受け入れ契約書、看取りケアプラン作成。

4 月 9 日に 介護職員が付き添う中、眠るように大往生されました。この間、 GH へ 訪問

診療をおこなっていただきました。

◎ 当 GH へ **入居されてから6年4ヶ月。95歳 女性。**

3月22日に かみいち総合病院を 退院し ホームへ。

ご家族のご意向も承り 終末看取りに取り組みました。

**4月12日**に 逝去されました。家庭医療センターさんの訪問診療のお世話になりました。

坂井美喜子正看護師、石橋正美正看護師による医療連携、介護スタッフ全員による看取りケアが おこなわれました。

「長い間 父が大変 お世話になりました。父は かみいち福祉の里に来てから 穏やかな生活を送り、介護職員の方には 終末期も看取っていただき ありがとうございます。」と退去届書に 長女さんが お書きになっています。

### **パブリック サポート テスト ことしもスタート**

認定NPOとしての5年間が スタートしました。平成28年度もPSTは 年間目標100先とし4月1日にスタート。平成29年3月31日が期限となります。ご寄附金額¥3,000以上を1先として集計します。この制度は **特定非営利活動促進法に基づき運営**されています。

#### **富山県指令 男女 第237号**

#### **認定有効期間 平成33年3月31日**

4月1日よりスタート	先数実績	ご寄附金額
平成28年度	52 先	323,959 円

なお 理事等役員の寄付金は PSTには カウントしない ルールであり 今期は 3名の理事から 上表とは別に ¥95,000の寄附があります。

広く ご支援を賜っている 各位に 深く感謝を申し上げます。

### **『相続財産寄附の非課税』が 認定NPO PRの ひとつの分野に**

上市町内の 司法書士さん。富山市内の弁護士さん。富山市内の税理士さん。

地元金融機関さん。……各位を 訪問して 当NPO法人が 認定NPO法人に認定されたことを報告しています。

認定NPO法人へ 相続財産を寄附された場合 その分が 相続税課税対象金額から除外される場合があります。

- ◎ 相続税の申告期間内に(10ヶ月以内に) 寄附の登記が 完了していなければなりません。
- ◎ 寄附を受けた 認定NPO法人が 2年以内に 寄附を受けた財産を 特定非営利活動事業(当NPOの場合は 福祉介護は事業)に 使っている必要があります。
- ◎ 認定NPO法人への遺贈も 非課税の対象になる場合があります。